折り畳み電動カートレンタル利用規約

この利用規約は、お客様(以下「利用者」)が(一社)立山町観光協会(以下「当協会」) の折り畳み電動カートレンタルをご利用の際に遵守していただく事項について規定してい ます。

1. 利用申込

利用申込は、当協会が立山駅前で運営する立山案内所窓口で受付いたします。

貸出手続の際、利用申込書に必要事項を記入のうえ、顔写真付きの身分証(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等)と一緒に提示してください。また、申込書に虚偽の記載をされた場合には利用をお断りすることがあります。

12 歳以下の利用は保護者同伴とし、貸出にあたっては保護者を代理人とし、代理人の責任において本規約に基づき貸出を行います。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関して、当協会が知りえた個人情報については、適切な保護に努める こととし、折り畳み電動カートレンタル運営上必要な用途以外に使用しません。

3. 利用料金

基本利用料金は、次のとおりです。現金による前払いでお支払いください。なお、天候や利用者の諸事情による解約のお申し出に際しても、一度お支払いいただいた利用料金の返金はできません。

1 時間 1,000円 ミニマム利用3時間~利用可能 デポジット 1,000円 (返却後、返金いたします)

利用時間を超えて使用する場合は必ず、案内所にお電話ください。

連絡なしに返却時間を超過した場合、以下の通り遅延料金をいただきます。また、当方で 悪質と判断した場合は、警察署に被害届を提出する等の措置を取る場合があります。

(遅延料金)超過1時間毎2,000円

4. 貸出時間

貸出時間は、当協会が立山駅前で運営する立山案内所の営業時間に準じます。

5. 利用条件

- (1) 貸出・返却ともに営業時間内に行ってください。
- (2) ご利用は必ず同行者(お付き添い)の方と一緒にお願いいたします。同行者がいない場合は貸出ができません。
- (3) 利用者は折り畳み電動カートの持ち運び・展開をする必要があり、利用者または同行者が自力で行えない場合は貸出ができません。
- (4) 利用者は運転するための知力体力が適している必要があり、特に手指の動作が正常であることが必要です。当協会が身体的に電動カートを安全に運転することが困難であると判断した時は貸出することができません。

6. 利用前展開確認

使用前に折り畳み電動カートの展開の仕方を係員とともに確認してください。

7. 返却先

貸出を受けた場所へ返却してください。

貸出を受けた備品類は受付窓口へ返却してください。

8. 事故

利用者が利用時中に事故にあった場合は速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、貸出場所に連絡をしてください。

利用者の責に帰すべき事由による事故について、当協会は一切の責任を負いません。 自己についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。

前項にかかわらず、当協会が第三者にやむなく損害場合証を支払った場合を含め、当協会が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

また、手荷物の盗難等の損害については、当協会は一切の責任を負いません。

9. 損害

事故等により、レンタル品を破損させたり、紛失させたりした場合は利用者の責任において弁償していただきます。

10. 折り畳み電動カートの盗難・紛失について

折り畳み電動カートから離れる場合は、必ず鍵を施錠してください。

折り畳み電動カートの盗難・紛失に遭遇した場合は、速やかに貸出場所に連絡をしてください。盗難または紛失が発生した場合は当該等折り畳み電動カートのメーカー希望小売価格を上限として、損害を利用者に負担していただきます。付属品の場合もこれに準じます。 11. 交通ルール

電動カートは歩行者扱いとして交通規則が適応されます。

歩行者としての交通ルールに従ってご利用ください。

歩道のある道路は歩道を、歩道のない道路では路側帯を走行してください。

12. 禁止事項

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に反する行為
- (2) 歩行者やその他車両の通行の妨げとなるような場所での駐車
- (3) 観光目的以外に使用すること
- (4) 利用者以外の第三者に使用させること
- (5)2人乗りや荷物の運搬 ※電動カートは一人乗りです(子供の同乗も禁止です)
- (6) 運転中に携帯電話やその他無線通信機器を使用すること

13. 補償

利用者の責に帰すべき事由による事故によって、利用者その他第三者に損害が発生した場合は、損害保険≪交通乗用具搭乗中のみ補償≫の範囲内での補償となります。内容は次の通りです。

保険の種類	保険金額
死亡保険金(後遺障害保険金)	10,000 千円
入院保険金(手術保険金)	5,000円
通院保険金	3,000 円

^{*}詳細は以下の通りです

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *保険期間中に、既にお支払いした後遺障害 保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額 からその額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害 保険金額 ※保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保 険金額が限度となります。
入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180 日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合 *・手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復制度がある。を選回に該当ずる診療行為。 ②先進医療・1に該当する診療行為・2	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中 ● 1 に受けた手術
通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 *治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは、通院に含みません。	通院保険金日額 × 通院日数 *1事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 *2通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

- (注1)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- (注2)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

14. 規則等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご 了承ください。

15. 利用の拒否・取消

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出時間中であっても利用を取消し、折り畳み電動カートを速やかに返還していただきます。

周辺の道路状況、天候、事件、事故などの影響、またはその他の事由で当協会が適当では ないと判断した場合、利用をお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。